

**第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について**  
**(京都市子育て支援短期利用事業、京都市ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業)**

幼児教育・保育及び地域子ども子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本方針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を定めることとされています。

令和7年度を始期とする第三期事業計画については、第二期事業計画（令和2年度～令和6年度）に引き続き、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（以下「新プラン」という。）と一体的に策定します。

**1 第三期事業計画（令和7年度～令和11年度）**

**(1) 策定の方針**

今後の人口の推移、新プラン策定に当たり実施したニーズ調査の結果や、現在の利用状況を踏まえ策定します。

**(2) 策定する事項**

- ・ 量の見込み  
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業提供量の見込み
- ・ 提供体制の確保方策とその実施時期  
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

**2 教育・保育提供区域の設定について**

対象となる事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ <b>子育て短期支援事業</b></li> <li>・ 妊婦に対する健康診査</li> </ul>
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者支援事業</li> <li>・ <b>子育て世帯訪問支援事業</b></li> <li>・ 子育て援助活動支援事業</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> </ul>
第三次区域 (35区域)	幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設型給付（幼稚園、保育園（所）、認定こども園）</li> <li>・ 地域型保育給付（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）</li> <li>・ 時間外保育事業</li> <li>・ 一時預かり事業（一般形、幼稚園型）</li> </ul>
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> </ul>

### 3 量の見込み

#### ( ) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ）【子育て短期支援事業】

##### [趣旨・目的]

児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

##### [教育・保育提供区域]

第一次区域

#### ① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
		令和5	令和7	令和8	令和9	令和10
延べ利用者数 (人日)	7,738	8,326	8,544	8,712	8,846	8,920
		8,326	8,544	8,712	8,846	8,920

##### <考え方(計算方法)>

- ・ 専用居室を有する施設等がある4行政区は、令和5年度における当該4行政区の平均利用割合が維持されることを見込み、それ以外の7行政区は、令和5年度における当該7行政区における利用割合の最大値まで、いずれの行政区においても利用割合が高まることを見込む。
- ・ 上記のほか児童数見込みも考慮し、各年度の見込児童利用数を算出

#### ② 現状と課題

- ・ 専用居室を有する児童福祉施設等を中心に、多くの受入枠を確保しています。
- ・ 一方で、地域における利用者数に偏りがあるなど、地域ごとの受入枠とニーズに不均衡が生じている可能性があります。

#### ③ 対応方針

- ・ 事業を実施している既存の児童福祉施設等の活用と併せて、京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、新たな受け皿の確保を図る。
- ・ 質の向上等については、引き続き施設等での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図ります。

( ) 子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ）【子育て短期支援事業】

[趣旨・目的]

児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

[教育・保育提供区域]

第一次区域

① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
	令和5	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
延べ利用者数 (人日)	0	20	20	20	20	20
		20	20	20	20	20

<考え方(計算方法)>

- ・ 過去の利用実績を平均して算出

② 現状と課題

- ・ 事業を実施している児童福祉施設において、一定の受入枠を確保できています。
- ・ 近年は利用日数が減少しています。これは、夕方から夜間にかけて一時的に保育が必要となった場合について、児童館・学童クラブ事業において、小学4年生から6年生までの利用拡充を行う等、他の事業で当該事業の利用対象となっていた家庭のニーズを補うことができるようになったことが一因であると考えられます。

③ 対応方針

- ・ 各施設において、措置等による入所の状況を踏まえながら、利用可能な空間を利用することにより、ニーズに適応した提供体制を確保していきます。
- ・ 質の向上等については、引き続き施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図ります。

( ) ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業【子育て世帯訪問支援事業】

[趣旨・目的]

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもがいる世帯に対し、育児や家事等の援助を行う訪問支援員を派遣することにより、ヤングケアラーの負担軽減を図ることを目的とします。

[教育・保育提供区域]

第二次区域

指標 (単位)	確保実績	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)				
	令和5	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
延べ利用者数 (人日)	2	14	17	20	23	26
		14	17	20	23	26

<考え方(計算方法)>

- ・ 令和3年度に実施した実態調査における結果と、令和5年度及び6年度におけるモデル実施の結果を踏まえて算出

② 現状と課題

- ・ 制度の狭間にあるヤングケアラーやその家族の負担軽減につながっている。
- ・ 支援を必要とするヤングケアラーの把握や、事業利用に至るまでのヤングケアラー本人やその家族への丁寧な関わりや調整が必要

③ 対応方針

引き続き、支援が必要なヤングケアラーの把握や利用勧奨など丁寧な関わりを行うとともに、事業の全市展開についても検討していきます。